



2026年1月7日

各 位

会 社 名 BCC株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 伊藤 一彦
(コード: 7376 東証グロース)
問合せ先 取締役副社長 CFO 岡林 靖朗
(TEL. 06-6208-5030)

株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年1月7日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、株式の分割、株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

I. 株式分割

1. 株式分割の目的

株式を分割し、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げるにより、より一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2026年3月31日（火曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、3株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	1,419,740 株
② 今回の分割により増加する株式数	2,839,480 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	4,259,220 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	10,332,000 株

*上記の発行済株式総数は、2025年12月31日時点の情報に基づいており、基準日までの間に新株予約権の行使等に伴い、表①～③の株式数は増加する可能性があります。

3. 日 程

(1) 基 準 日 公 告 日	2026年3月16日（予定）
(2) 基 準 日	2026年3月31日（予定）
(3) 効 力 発 生 日	2026年4月1日（予定）

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の変更はありません。

(2) 当社取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整

2022年12月23日開催の当社第9回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式の総数6,000株を上限とし、株式分割が行われた場合には当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整できることをご承認いただいております。

これに基づき、2026年4月1日より、譲渡期限付株式の総数の上限を18,000株とさせていただきます。

(3) 新株予約権行使価額等の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株あたりの権利行使価額を2026年4月1日以降、次々通り調整いたします。また、行使されていない新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、60株から180株に調整いたします。

新株予約権（発行決議日）	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権 (2016年9月27日)	667円	223円
第2回新株予約権 (2017年9月19日)	667円	223円

II. 株式分割に伴う定款の一部変更

1. 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日をもって定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,444,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>10,332,000</u> 株とする。

3. 定款変更の日程

効力発生日：2026年4月1日（水曜日）

以上